

議案第 2 号

淡路市史跡公園の設置及び管理に関する条例制定の件

淡路市史跡公園の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市史跡公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 史跡の保存及び活用を図り、教育及び学術の発展に寄与するとともに、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と関心を高め、豊かな地域づくりを推進するため、淡路市史跡公園（以下「史跡公園」という。）を設置する。

(名称、位置及び施設)

第 2 条 史跡公園の名称、位置及び施設は、次のとおりとする。

名称	位置	施設
五斗長垣内遺跡公園	淡路市黒谷 1 3 9 5 番地 1	竪穴建物、東屋、駐車場

(管理)

第 3 条 史跡公園は、淡路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(行為の制限)

第 4 条 史跡公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 行商、募金、イベントその他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真、動画、映画等を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うため史跡公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所その他教育委員会の指示する事項を記載した申請書を教育委員会に提出しな

ればならない。

3 教育委員会は、第1項各号に掲げる行為が史跡公園の保護、保存又は利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。

4 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、史跡公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可に係る利用を停止し、許可の全部若しくは一部を取り消し、又は前条第4項の規定により許可に際して付した条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(3) 史跡公園の管理上必要な職員の指示に従わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、史跡公園の管理上特に必要があると認めるとき。

(行為の禁止)

第6条 史跡公園を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 史跡公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。

(8) たき火その他危険な行為をすること。

(9) ごみその他の汚物を捨てること。

(10) 風紀を乱し、その他史跡公園を利用する者に著しく迷惑をかけること。

(11) 前各号に定めるもののほか、史跡公園の管理上支障がある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、区域若しくは施設を定めて、史跡公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 史跡公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められるとき。

(2) 史跡公園に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。

(指定管理者による管理)

第8条 史跡公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により史跡公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条から前条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により史跡公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が史跡公園の管理を行うこととされた期間前にされた第4条第2項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 第1項の規定により史跡公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が史跡公園の管理を行うこととされた期間前に第4条第3項（第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 史跡公園の利用の許可に関する業務

（2） 史跡公園の施設の維持管理に関する業務

（3） 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

（原状回復の義務）

第10条 史跡公園を利用する者は、その利用を終了したとき、又は第5条の規定により許可を取り消されたときは、直ちに史跡公園を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（損害賠償）

第11条 史跡公園を利用した者が故意又は過失により史跡公園施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。